(市町名:	甲賀市	\
(田町治:	4 自 111)

亚口	賃借権の設定等を受ける者		左の者が賃借権の設定等を受ける土地			設定する権利					
番号	氏名または名称	住所	所在	地目	面積(m²)	種類	内容	始期	終期	借賃(円) (10aあたり)	支払方法
1	有限会社 グリーンサポートこうか	滋賀県甲賀市	甲賀町隠岐平田2980	田	2909	賃借権	水田	令和4年8月27日	令和14年12月31日	1,000	毎年11月15日に指 定口座から徴収
2	有限会社 グリーンサポートこうか	滋賀県甲賀市	甲賀町五反田靏ケ沢1684-1	田	2631	賃借権	水田	令和4年8月27日	令和14年12月31日	1,000	毎年11月15日に指 定口座から徴収
3	有限会社 グリーンサポートこうか	滋賀県甲賀市	甲賀町五反田靏ケ沢1684-2	田	2035	賃借権	水田	令和4年8月27日	令和14年12月31日	1,000	毎年11月15日に指 定口座から徴収
4	有限会社 グリーンサポートこうか	滋賀県甲賀市	甲賀町五反田靏ケ沢1687	田	1491	賃借権	水田	令和4年8月27日	令和14年12月31日	1,000	毎年11月15日に指 定口座から徴収
5	ホートこうか	滋賀県甲賀市	甲賀町大原中西迫1310	田	2484	賃借権	水田	令和4年8月27日	令和14年12月31日	1,000	毎年11月15日に指 定口座から徴収
6	有限会社 グリーンサ ポートこうか	滋賀県甲賀市	甲賀町大原中冨田1179	田	571	賃借権	水田	令和4年8月27日	令和14年12月31日	1,000	毎年11月15日に指 定口座から徴収
7	有限会社 グリーンサ ポートこうか	滋賀県甲賀市	甲賀町大原中冨田1214	田	2080	賃借権	水田	令和4年8月27日	令和14年12月31日	1,000	毎年11月15日に指 定口座から徴収
8	有限会社 グリーンサポートこうか	滋賀県甲賀市	甲賀町大原中冨田1215	田	2237	賃借権	水田	令和4年8月27日	令和14年12月31日	1,000	毎年11月15日に指 定口座から徴収
9	小一トこうか	滋賀県甲賀市	甲賀町鳥居野河合寺1488	田	1969	賃借権	水田	令和4年8月27日	令和14年12月31日	4,000	毎年11月15日に指 定口座から徴収
10	有限会社 グリーンサ ポートこうか	滋賀県甲賀市	甲賀町鳥居野大田羅1386-1	田	2324	賃借権	水田	令和4年8月27日	令和14年12月31日	1,000	毎年11月15日に指 定口座から徴収
11	有限会社 グリーンサ ポートこうか	滋賀県甲賀市	甲賀町鳥居野大田羅1406	田	870	賃借権	水田	令和4年8月27日	令和14年12月31日	1,000	毎年11月15日に指 定口座から徴収
12	有限会社 グリーンサ ポートこうか	滋賀県甲賀市	甲賀町鳥居野中山谷1336	田	1752	賃借権	水田	令和4年8月27日	令和14年12月31日	1,000	毎年11月15日に指 定口座から徴収
13	山本 和弘	滋賀県甲賀市	信楽町勅旨久保開戸1023	田	700	使用貸借権	水田	令和4年8月27日	令和5年3月31日	-	
14	山本 和弘	滋賀県甲賀市	信楽町勅旨久保開戸1025	田	445	使用貸借権	水田	令和4年8月27日	令和5年3月31日	_	
15	山本 和弘	滋賀県甲賀市	信楽町勅旨久保開戸1026	田	1474	使用貸借権	水田	令和4年8月27日	令和5年3月31日	-	
16	山本 和弘	滋賀県甲賀市	信楽町勅旨久保開戸1038	田	1763	使用貸借権	水田	令和4年8月27日	令和5年3月31日	-	
17	山本 和弘	滋賀県甲賀市	信楽町勅旨久保開戸1039	田	1910	使用貸借権	水田	令和4年8月27日	令和5年3月31日	_	
18	山本 和弘	滋賀県甲賀市	信楽町勅旨久保開戸1040	田	1500	使用貸借権	水田	令和4年8月27日	令和5年3月31日	_	
19	山本 和弘	滋賀県甲賀市	信楽町勅旨小久保994	田	2257	使用貸借権	水田	令和4年8月27日	令和5年3月31日	_	
20	山本 和弘	滋賀県甲賀市	信楽町勅旨小久保1007	田	2517	使用貸借権	水田	令和4年8月27日	令和6年3月31日		

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用配分計画の定めるところにより 賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、知事の承認を受けて、同項に規定する農用地等に係る賃貸借又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき
- 3 農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項第2号の規定による通知を受けたとき